

## 京都消防ヘリポート土地利用履歴調査業務委託仕様書

京都市消防局総務部施設課

(担当 岩船、横山 075-212-6647)

### 1 業務名称

京都消防ヘリポート土地利用履歴調査業務委託

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

### 3 目的

本業務は京都消防ヘリポート用地において、土壤汚染の状況を調査するため、土地利用履歴の調査を実施する。

また、調査結果に基づき、土壤汚染対策法の規定に基づく報告のため、当該土地について土壤汚染の状況を把握するための土壤調査（表層調査）に係る計画を策定する。

### 4 調査対象地（別紙1及び2参照）

所在地：京都市伏見区横大路千両松町 京都消防ヘリポート敷地内

調査面積：8638.43㎡

なお、当地は最終処分場跡地のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に定める指定区域に該当する。

### 5 業務内容

#### (1) 土地利用履歴調査

調査面積における、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況について、土地の利用履歴等の資料、現地及び聴取調査で把握した情報により、試料採取等物質ごとに土壤汚染のおそれの区分の分類を行い、報告書を取りまとめる。本調査について、土壤汚染対策法に基づく申請に使用可能な適切な内容とすること。

なお、調査は土壤汚染調査技術管理者等の土壤汚染に関する知識を有する者が行うこと。

#### ア 資料調査

調査対象地において、過去にわたる工場・事業所の存在、埋設廃棄物の有無等の利用の履歴について、以下のような公的な環境関連情報や、土地利用の履歴に関する情報収集を行い、対象地及び周辺の情報についても資料を収集整理する。

#### (7) 一般公表資料

登記簿謄本、地形図、航空写真、住宅地図、工事記録

(イ) 公的届出資料及び私的資料

特定有害物質の使用状況について、以下の資料を整理

- ・ 水質汚濁防止法に係る届出書類
- ・ 下水道法に係る届出書類
- ・ 有害物質使用特定施設の使用状況に関する資料
- ・ その他法令（ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法令、P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）、毒物及び劇物取締法、消防法等）に係る届出書類

イ 聴取調査

土壤汚染のおそれを推定するに当たって有効な情報を把握するために、前記アの資料調査にて不明確な部分等を補完するため、当該施設の状況等について、聴取調査を実施する。

ウ 現地確認調査

土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するため、前記ア及びイの資料調査及び聴取調査で収集・作成した内容を基に、現地調査により調査対象地の現状及び周辺環境の確認を行う。

エ 報告書の作成

前記ア～ウで収集した情報を取りまとめ、土壤汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類を特定する。汚染のおそれがあると認められた場合には、特定有害物質の種類ごとに土壤汚染のおそれの区分の分類図を作成する。また、法及び条例に基づき行政に提出する届出書類を作成する。

(2) 土壤調査の計画策定

(1)の土地利用履歴調査により確認された土壤汚染のおそれの区分に基づき、土壤調査計画書を作成すること。

計画書の策定にあたっては、試料採取等を行う区画の選定、対象物質等を明確にし、本市の環境政策局環境企画部環境保全創造課と協議のうえ、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の実施が可能な内容とすること。

6 調査実施者

本業務の実施に当たっては、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関であること。

7 技術管理者及び担当技術者の選定

(1) 本調査に当たっては、調査対象地が最終処分場跡地に該当し、廃掃法の指定区画であることから、一般的な土壤汚染調査より広い見識が必要であるため、受託者は、受託業務全般の遂行を総括する技術管理者と、調査ごとに、主となる担当技術者をそれぞれ定

めること。技術管理者及び担当技術者に必要となる資格は次のとおりする。

#### ア 技術管理者

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第4条に定める技術管理者証の交付を受けた者であって、次の(ア)及び(イ)の資格も有する者

- (ア) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「環境部門」の選択科目において「環境保全計画」の技術士資格
- (イ) 一般社団法人土壤環境センターの定める土壤環境保全士登録者

#### イ 担当技術者

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第4条に定める技術管理者証の交付を受けた者又は経済産業省令で定める計量士のうち、「環境計量士（濃度関係）」の資格を有する者

- (2) 受託者は初回打合せ時に、本市に書面にて、技術管理者及び担当技術者の担当者名簿を提出するものとする。
- (3) 本業務において技術管理者と担当技術者を、それぞれ兼ねることはできない。
- (4) 受託者は技術管理者及び担当技術者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに本市に届出を行い、変更について事前に本市の承認を受けなければならない。
- (5) 変更後の技術管理者又は担当技術者は、原則、変更前の技術管理者又は担当技術者と同等の資格等を有するものとする。
- (6) 受託者は、特別な事情により技術管理者又は担当技術者を変更せざるを得ない場合においても、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、業務の遂行に支障の無いよう万全の態勢を整えること。

### 8 業務の手順

- (1) 受注者は、業務着手に先立ち京都市消防局総務部施設課員（以下「担当者」という。）と協議し、調整のうえ業務工程表を作成し提出する。
- (2) 当該仕様書の定めのない事項について疑義が生じた際には、別途本市と協議のうえ、業務を実施すること。

### 9 打合せ等

技術管理者は担当者と密接に連携する。また、打合せは以下に示す段階で実施するほか、土壤調査計画策定に係る環境政策局環境企画部環境保全創造課との必要に応じた協議、本市から要請がある場合に実施するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間
- (3) 成果品納入時

協議後は、協議内容を取りまとめた協議記録を作成し（電話連絡等を含む）、その都度両者書面により確認のうえ、それぞれ最低一部ずつ保存すること。

#### 10 資料の貸与

業務の実施に必要な図書及び関係資料等のうち、本市が所有し貸与可能なものについては、受託者に貸与するものとする。

#### 11 手続き書類の提出

業務の進捗に応じ、以下の書類を提出する。

##### (1) 着手時

- ア 業務工程表
- イ 技術管理者届（担当者を含む）及び経歴書  
（氏名、保有資格、実務経験年数実績等の経歴がわかるもの）
- ウ 業務体制表
- エ 連絡体制表
- オ 見積内訳書

##### (2) 完了時

- ア 成果物納入届
- イ 完了届

#### 12 補正

受託者は、業務完了後であっても受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補正その他の措置を行わなければならない。

#### 13 秘密の保持

受託者は、本調査業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

#### 14 前払金

前払金の支払いは行わない。

#### 15 成果物

成果物は以下の内容のものとする。

##### (1) 地歴調査

- ア 土地の利用履歴等調査結果報告書 A4 3部（電子データ CD 1部）
- イ 土地利用履歴調査チェックリスト
- ウ 現場状況写真

エ その他関連資料

(2) 土壌調査計画策定

ア 土壌調査計画書

イ 見積書

## 16 成果物の引渡し

- (1) 受託者は、業務が完了したときは成果物を提出し、本市の確認を受けるものとする。
- (2) 受託者は、仕様書に定める場合又は本市が指示する場合には、履行期間中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。

## 17 関係法令等

- (1) 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- (2) 土壌汚染対策法施行令（平成14年11月13日政令第336号）
- (3) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）
- (4) 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施工について（平成31年3月1日環水大土発第1903015号）
- (5) 土壌汚染状況調査における地歴調査について（令和4年8月31日環水大土発第208311号）
- (6) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改定第3.1版（令和4年8月環境省）
- (7) 土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年3月6日 環境省告示第18号）
- (8) 土壌含有量調査に係る測定方法（平成15年3月6日 環境省告示第19号）
- (9) 土壌汚染対策法に基づく届出等の手引（令和2年（令和6年4月改訂）京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課）

1 付近見取図



